



よしだ 議会だより

第 **41** 号

吉田町議会
〒421-0395
静岡県榛原郡吉田町住吉87
TEL:0548-33-2141
平成18年5月発行



満開の長藤（林泉寺）

3月定例会提出議案	18年度当初予算など60件.....	2P
委員会報告	総務文教・産業建設常任委員会 議員定数等特別委員会・空港関連特別委員会.....	12P
まちの考えをきく	7議員が町政を問う.....	14P
傍聴席・町の話題	18P

3月 定例会

18年度一般会計 87億8700万円 第4次吉田町総合計画決まる

3月3日から20日までの18日間を会期として、専決処分承認3件、条例の廃止1件、一部改正17件、制定4件、補正予算7件、当初予算7件、規約の変更3件、一部事務組合の解散1件、解散に伴う財産処分1件、基本構想1件、指定管理者の指定11件、町道の道路認定1件、人事案件2件、発議案1件が上程され、慎重に審議した結果、全議案を可決しました。

平成18年度 一般会計

▼一般会計予算

◇歳入歳出予算総額87億8700万円と定めるもので、前年度当初予算対比1・9%、総額で1億6000万円の増額となっている。

平成18年度の町税収入は55億3267万円で、前年度比7・5%、3億8760万円の増収を見込んでいる。

質問 図書館長を正規職員から嘱託職員に変更する理由は。また、嘱託職員は常勤か非常勤か。

答弁 非常勤の司書を2人増員することによる財政的状況からして、図書館長は非常勤の嘱託職員とします。

質問 図書館長の非常勤化、嘱託職員化は一時的か継続的か。

答弁 図書館長は本来からすれば、常勤の職員が望ましいが、厳しい財政状況の中にあるので、まず司書を増員することで、館長については、18年度は嘱託、非常勤で考えております。

質問 図書館は建設後7年が経過するが、地域にあった図書館づくりを進めるには教育委員会、町、議会の三者が議論をすることが大切なことであり、また、そのような図書館にするには10年かかるかと専門家は指摘している。図書館長が嘱託職員になった場合、議場に在籍しなくなる。政策を議論する議場に図書館長が在籍している、いないでは図書館の位地付けが大きく違う。教育長は、図書館の

位地付けをどのように考えているか。また、民営化については。

答弁 学習は、生涯のものであり、学校はその一部に過ぎないと考えます。その意味で生涯学習を進めて行くためには、図書館だけでなく、体育館、公民館さらには自然の環境も含めて学習環境が整って行かなければならないと思います。

特に、図書館については、資料も豊富にあり、良い環境にあるので生涯学習の中心のものであるという位地付けをしたいと思えます。また、館長が議会に出ないということについては、教育委員会ですらその役割が果たせるような仕組みでやって行きたいと思えます。民営化については、他の施設同様検討しましたが、最終的には、現状では民営化になじまないという結論が出ました。

質問 地震対策における家具固定の補助金は、近隣市町と比較してどうか。家具固定器具（金具）の補助はどうなっているか。

答弁 焼津市、藤枝市、大

井川町は、金具を含めて1台当り50000円の3台まで、吉田町は金具は自己負担で、1台当り40000円の5台までです。

質問 金具を補助の対象にしなかった理由は。

答弁 金具は多種多様、高額の物から低額の物まであり、どのような金具を使用するかは個人の選択によるものである、という考えによるものです。

質問 家具固定の補助金は、65歳以上が対象になっているが、地震が発生した場合、消防団が住民の生命、身体、財産を守るために活躍する。消防団の団員の住まいに補助はできないか。

答弁 指導推進する側からみて、消防団員の家庭こそ率先して、自ら対策を講じて頂きたいと考えます。

質問 町営住宅の場合、家具の固定をすると建物に傷がつき、退去する時に補修しなければならぬ。特に、さくら団地の場合、コンクリート壁であるため穴をあけることができない。

答弁 焼津市、藤枝市、大

町営住宅における家具の固定につきどう考えるか。

答弁 コンクリート壁であっても、穴をあけた場合には補修をして頂くことになっておりますが、家具固定器具にはいろいろありますので、最適な器具を選んで欲しいと思います。

質問 高齢者の方が地震災害にあった場合、阪神淡路大震災の例によると9割が圧死であった。

地震対策においては、自分の事が自分で出来ない高齢者の福祉政策としての町の推進事業としては制度的に課題が残っていないか。

答弁 17年度は7件の申請にとどまり、決して良い実績ではありませんでした。18年度は内容検討をさらに加えて推進して行きます。

質問 耐震防火水槽の予算が計上されていないが、今後設ける必要はないか。

答弁 各所に設けてありますが、まだ足りない状況下にあります。高価であるので、毎年1基を年次的に設置して行く考えです。

■ 議員定数削減 16→14

■ 指定管理者制度スタート

質問 町長は、住吉下水路と稲荷川に配水ポンプを設置することを賀詞交歓会で述べている。この予算計上はどうなっているか。

答弁 住吉は平坦地で昨年の台風等で中小河川が氾濫するという事態が発生しました。これは近年の宅地化の流れの中で、その傾向が顕著になってきておりますが、今後さらに流入人口が増えてくる事を考えれば、このような開発の蔭の部分について、今後手当する必要があると考えております。

質問 庁舎の清掃管理を業者に委託している。業者には建物全体の管理を委託していると思うが、議場の屋根のシート防水が剥がれている。業者はこの状態を知っているか。

答弁 業者は知っており、予算も計上してありますが、緊急度の点において、もう少し調査するために留保しております。

質問 乳幼児医療費は、17年度予算と比較して大幅に増額されている。その理由は。

答弁 少子高齢化を考えたときに、この町に若い人が移り住んで定着して頂きたいという気持ちがあります。

質問 お母さんとか、おばあちゃんの大人の知恵によって、子どものちょっとした怪我とか病気は医者に行かなくても、自分の家庭で治るのではないかと、診療抑制が叫ばれている。乳幼児医療の完全無料化は時代に逆行するのではないかと、この点についてどう考えるか。

答弁 年々医療費が増加していることは、国の財政を圧迫している原因の一つでもあります。健康を維持することは町民各々の固有の財産であり、これのために施策を講じることは行政の責務であります。

質問 堤防の除草の委託について、業者の指名はどのようなにしているか。

答弁 シルバー人材センターに委託しております。

質問 崩落した河川の工事を実施するに当り、付近の家屋の補償が必要であるためです。

質問 富士見土地画整理事業について、保留地、付保留地の価格を半額にしても4000万円以上の借財が残る。今後の処理についてどのように考えるか。

質問 富士見の区画整理事業につき、町としては、借入残高について利子補給をしている。17年度に4区画が売却できたということであるが、借入金残高は。

質問 富士見については、売却もままならず、理事も1人となり困っている。清算に向けて努力できないか。

答弁 現在、保留地と付保留地各々4箇所残っています。

すが、役員さん共々売却に向けて努力しておりますので、清算については、現時点においては言明できません。

質問 保留地、付保留地を半額で売却出来たとした場合、4000万円以上の借財が残る。町で負担する考えはあるか。

質問 浜田土地画整理事業について、換地作業の設計そのものは殆ど終っており、書類的な手続きについての確認は90%なされていると思うが、区画整理について不満を持つ地権者が多い。今後どのように区画整理を進めるのか。

質問 町県民税の個人納税者数と企業数は。

答弁 個人納税者は所得割と均等割があり、所得割は1万2821人、均等割は1万3880人です。法人

は722社です。

質問 17年度の個人の町税について、配偶者控除の改正による増額と18年度の年金控除、老年者控除の改正による増収見込み額は。

質問 法人税の16年度、17年度、18年度の推移は。

質問 抽選型入札制度による、予定価格と入札価格の差額1億3000万円余円はどのように還元されるのか。

答弁 その分公共事業の供給量がより増加し、町民にとっては望ましいことだと思っております。

質問 図書館長は司書の資格を有する者でなければならぬと条例に定めているものの、3月末日に退職される現図書館長は、就任以来4年有余なる。このように長期になったのは本人にとつては気の毒なことであり、司書の資格を持つが故に釘付けにされたのではないのか。一つの職場に同じ仕事で4年も釘付けにされることは、適正な人材配置とは考えられないがどうか。また、今だに土地の問題は解決されていないが、非常勤の図書館長が解決を図るのか。

答弁 図書館長は司書資格を有しなければならぬと条例に定められておりますが、これは正しい考え方であると思います。理由は、図書館長は、勉強を積み重ねてきた専門家でなければならぬこと、時の流れで単なる名誉職として座つていたのでは本場の図書館の運営は出来ないと思うからです。次に、現在の図書館長が司書資格を持つているから何年もそのまま置かれたと云う考え方はおかしいと思います。又、気の毒

質問 北区に設立が計画されている通信単位制高等学校について、地元説明会における反応は。

答弁 どのような学校か、建物に関しての質問が多く出ました。趣旨、目的、建物等について説明し、ご理解をいただきました。

質問 北区に設立が計画されている通信単位制高等学校について、地元説明会における反応は。

答弁 どのような学校か、建物に関しての質問が多く出ました。趣旨、目的、建物等について説明し、ご理解をいただきました。

質問 図書館長のように資格を必要とするポストには、後任者を複数育成しておくべきではないのか。

答弁 司書の育成が出来ていなかったことは残念に思います。

質問 教育特区につき町が執行した予算額と今後は。

答弁 17年度は、12月22日に吉田町通信単位制高等学校審議会を開催し、委員6名の報酬として4万2000円を支払いました。今後の予定については、現在、土地利用の関係、建物の関係で建築確認書の手続きが進められている段階であり、これが完了した以降に、申請者側から町に対して、学校設置の認可の申請が提出されると思います。提出されましたら審議会を開催して意見を聴く方向で考えております。

質問 職員の人事異動につき、ある職場、仕事においては4、5、6年も同じ職員がやっている。これでは人事の活性化を図ることが出来ないのではないか。特に金を扱う職場については、3年以上やるべきではないと云うのが世の中のルールだと思うが。

答弁 行政状況は、日に日に刻々と変化しており、1年先2年先を読むことは難しいものですが、状況をよく分析し、行政対応型の人事異動、適材適所を考えての人事異動を心がけて参ります。

質問 収入役は、3月末日に退職されると云うことであるが、17年度の決算月である9月までは仕事を遂行して欲しいが、任期を残して退任することは不自然ではないか。

答弁 退職の理由は、地方自治法の改正により19年4月から収入役の役職が廃止されること、近隣の市町において、現在収入役は空席になつていゝこと、行財政改革が進められている現在、収入役が在籍していることに対する一部の人達からの批判等によるものですが、退職時期については、一般職員と同様、年度末で退職することが妥当であろうと判断をいたしました。

質問 収入役は、3月末日に退職されると云うことであるが、17年度の決算月である9月までは仕事を遂行して欲しいが、任期を残して退任することは不自然ではないか。

答弁 要綱にあります8社以上の業者の指名を指名委員会が公正に選定し、選定された業者が競争の原理を働かして入札に臨んでいるので、それ以上の業者間のことについては関与しないと、するべきではないと考えます。

質問 庁舎の清掃について、自分の身の廻りは職員で掃除をするようにしたらどうか。資質の向上にもつながるのではないか。

答弁 庁舎の清掃については、未申込みの人については、随時検診の時期に再度通知して、追加で申込みが出来るようにしたいと考えております。

質問 庁舎の清掃について、自分の身の廻りは職員で掃除をするようにしたらどうか。資質の向上にもつながるのではないか。

答弁 カウンター、デスク廻り等は職員で清掃を行っております。庁舎敷地についても全職員で月1回清掃を実施しております。

質問 議会に対する行政報告がなごりにされていゝか。議会と行政は車の両輪であり、その役割を果たすためにも、四半期毎の議会に対する行政報告を実施すべきではないか。

答弁 行政報告は従来から

質問 同報無線の難聴地域に個別受信機100台をモニター的に設置することを聞いているが、難聴地域をどのように把握しているか。また、いつから、どのような場所に設置するのか。

答弁 各自治会、町内会等

からの難聴地域についての情報を1万分の1の地図に図画し、同報無線の距離間、障害物等のみて調査を実施しております。出来る限り早く難聴地域、危険地域に設置する予定です。

質問 わかば保育園が完成したら、園児の日曜日の受け入れを開始すると聞いているが、これのための経費は18年度の予算に計上してあるか。また、職員の対応、ローテーションについてはどのように考えているか。

質問 わかば保育園が完成したら、園児の日曜日の受け入れを開始すると聞いているが、これのための経費は18年度の予算に計上してあるか。また、職員の対応、ローテーションについてはどのように考えているか。

質問 放課後児童クラブの児童の受け入れ状況は。また、税源移譲との関係において、今後における施設の補助金の推移は。

質問 放課後児童クラブの児童の受け入れ状況は。また、税源移譲との関係において、今後における施設の補助金の推移は。

質問 従来放課後児童クラブの対象者は原則として小3までとされていたが、閣議決定に基づき、4年生以上の児童も積極的に受け入れるようにとの課長通達があったとの資料があるが、吉田町の児童クラブの体制はどのようになっているか。

質問 放課後児童クラブのおやつは、今年から手作りおやつになると聞いている。職員がおやつを作るための

質問 国際理解教育推進事業はいつ頃から実施するのか。また、ALT（英語補助教員）との違いは。

質問 津波高潮危機管理対策緊急事業費として1億7000万円計上してあるが、18年度の工事予定場所が、18年度の計上予算は何期分、全部の門扉が完成するのはいつか。

質問 陸間4基（1・2・4・6）、大幡川水門1箇所、被制御所建築工事1箇所、18年度分として国に予算要求しております。完成は、5年間の計画で21年度を予定しております。

質問 平成13年施行の吉田町放課後児童クラブ実施要綱により小学校1年生から3年生までの児童を対象にしておりますが、施設の収容能力と在籍人数との関係で余裕があれば4年生まですることも可能かと考えます。近隣の市町村においても、3年生までと聞いております。

質問 子育てと仕事との両立について、行政としての支援策は。

質問 子どもは社会の宝という観点に立てば、放課後児童クラブを核にしながら、お年寄りの参加等地域がネットワークをつくり、地域住民が知恵を出し合いながら子育て支援をしていくことが大切だと思います。

質問 津波高潮危機管理対策緊急事業費として1億7000万円計上してあるが、18年度の工事予定場所が、18年度の計上予算は何期分、全部の門扉が完成するのはいつか。

質問 陸間4基（1・2・4・6）、大幡川水門1箇所、被制御所建築工事1箇所、18年度分として国に予算要求しております。完成は、5年間の計画で21年度を予定しております。

質問 津波高潮危機管理対策緊急事業費として1億7000万円計上してあるが、18年度の工事予定場所が、18年度の計上予算は何期分、全部の門扉が完成するのはいつか。

質問 陸間4基（1・2・4・6）、大幡川水門1箇所、被制御所建築工事1箇所、18年度分として国に予算要求しております。完成は、5年間の計画で21年度を予定しております。



第1陸間（津波堤門扉）

（討論）

反対
18年度の予算は前進面もあるが、県の補助金を受けの空港関連事業費が計上されていること、保育所において正規職員に対して臨時職員の比重が高いこと、図書館長の退職に伴う後任の図書館長は嘱託職員であること、新たに国民保護対策費が計上されたが、これは有事法制の具体化であり平和憲法と相いれない等々の理由により反対する。

専決処分

▼静岡岡市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約
▼静岡岡市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を変更する規約
◇平成18年3月31日に蒲原町が静岡市と合併し、新たに静岡市となることから、3月30日をもって蒲原町が各々の組合から脱退することについて、平成18年1月30日に各々の規約の一部を変更する規約を地方自治法179条第1項の規定により専決処分した。

▼相寿園管理組合規約の一部を変更する規約
◇相寿園管理組合の管理市である牧之原市において、市に収入役を置かず、助役が相寿園を兼掌することになったことにより、当組合の収入役の規定を変更する必要があるため、平成18年1月16日に当組合規約の一部を変更する規約を地方自治法179条第1項の規定により専決処分した。

◆ 特別会計予算総額は64億9947万円

土地取得事業	2億118万4千円	国民健康保険事業	21億2266万8千円
老人保健事業	17億8186万5千円	介護保険事業	11億9566万7千円
公共下水道事業	11億9808万6千円		

◆ 企業会計水道事業支出は12億2226万8千円

特別会計

▼土地取得事業予算

◆歳入歳出をそれぞれ2億118万4千円と定める。

▼国民健康保険事業予算

◆歳入歳出をそれぞれ21億2266万8千円と定める。

▼老人保健事業予算

◆歳入歳出をそれぞれ17億8186万5千円と定める。

▼介護保険事業予算

◆歳入歳出をそれぞれ11億9566万7千円と定める。

▼公共下水道事業予算

◆歳入歳出をそれぞれ11億9808万6千円と定める。

水道事業会計

◆収益的収入

5億4767万7千円

◆収益的支出

5億211万7千円

◆資本的収入

3億7400万円

◆資本的支出

7億2015万1千円

*業務の予定量は、給水戸数

1万1794戸
年間総配水量

514万6千m³
1日平均給水量

1万1857m³
*資本的収入額が資本的支出額に対し不足する3億4615万1千円は、減債積

立金3000万円、建設改良積立金7000万円、過年度分消費税資本的収支調

整額2088万5千円、過年度分損益勘定留保資金896万1千円、当年度分

損益勘定留保資金1億3630万5千円で補填する。

条例の制定 改正・廃止

廃止

▼吉田町在宅介護支援センター設置条例を廃止する

▼平成17年6月に公布された介護保険法の一部を改正する法律により、本年4月1日に地域包括支援

センターを庁舎内に設置したことから、従来在宅支援センターで実施してきた要介護高齢者に対する在宅保健福祉サービスの提供、在宅介護に対する相談事業等が地域包括支援センターに移行することになるため、本年3月31日をもって吉田町在宅支援センターを廃止する。

改正

▼吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する

◆平成17年8月の人事院勧告に基づき、職員給与のフラット化を図るとともに職員の給与月額を平均

4・8%減額することを主な内容とする。

質問 武力攻撃災害等派遣手当の対象者はどのような人達で支給額はいくらか。

答弁 対象者は、代表的に挙げられるのは自衛隊であると考えられます。派遣手当の内容については、国等からの知らせは無いのでわかりません。

質問 条例改正の趣旨は、昇給、昇格の基準をこれまでの年功序列から勤務成績による能力主義に変えるという点にあるものと思われ

るが、どのように具体的に実践していくのか。

答弁 給与に関して、国からの通達では3年間施行の上、これらについて規定していくことになっておりますが、町としても現在の昇格、昇格の様々な規定等をこれに当てはめながらやっていくこととなります。

当然ながら、能力主義に移行していく以上、職員の勤務評定や業務の評価等については、これまで以上の厳しい基準等が求められてくると考えられます。

質問 18年度当初予算には、今回の条例制定に関するものについて反映しているか。

答弁 今回の改定は、人事院勧告に基づくもので平均4・8%の減額であります。これは18年度当初予算に反映されております。

質問 町長は就任後、吉田町を地方分権の受け皿とする

ためにも、人材育成、意識改革、能力主義の採用等により職員のスキルアップを図っていききたい、と述べている。日頃から、このような町長の考えを職員にどう伝えていくのか。

答弁 ここ数年で現在の課長の大半は退職されますが、その穴埋めをしなければなりません。吉田町の町づくりの指令塔になるのは基本的には町の職員であり、職員にこの非常時を認識してもらおうこと、その非常時に対応した職員の資質、モラルの向上を図っていくことが最大の課題であり、この数年においては、ある意味における抜てき人事がなされることも有り得ると考え

ます。

質問 部下が上司の人事評価を行う制度を採用している企業もある。この制度について、町として考えたことがあるか。

答弁 現状においては、各課長が部下の審査を行い、三役に報告し、4月の定期異動等にも加味されて審査されているのが現実です。

質問 町長は就任後、吉田町を地方分権の受け皿とする

ためにも、人材育成、意識改革、能力主義の採用等により職員のスキルアップを図っていききたい、と述べている。日頃から、このような町長の考えを職員にどう伝えていくのか。

答弁 ここ数年で現在の課長の大半は退職されますが、その穴埋めをしなければなりません。吉田町の町づくりの指令塔になるのは基本的には町の職員であり、職員にこの非常時を認識してもらおうこと、その非常時に対応した職員の資質、モラルの向上を図っていくことが最大の課題であり、この数年においては、ある意味における抜てき人事がなされることも有り得ると考え

ます。

質問 18年度当初予算には、今回の条例制定に関するものについて反映しているか。

答弁 今回の改定は、人事院勧告に基づくもので平均4・8%の減額であります。これは18年度当初予算に反映されております。

質問 助役はここ3年間に全職員と接して、個々に意見を聞いたことがあるか。あるとしたら何回か。

答弁 就任して以降、全職員を対象に3回の面接を行い、各人の健康状態、家庭の事情、職場の担当業務について話を伺っています。

討論

反対

この条例は、今回上程されている「吉田町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」と「吉田町国民保護協議会条例」とセットとなるもので、国民保護法がベースにある。有事と災害の国民保護、救済計画の相違点は、災害は地方が主導するのに対し、有事法制は国が主導する、つまり、有事法制に基づく国民保護や避難計画は、米國や自衛隊が主導するところ

に大きな特徴がある、というのが政府の見解である。国民にとっては、極めて危険な内容である。

反対

平成15年に田村町政が誕

生し、満3年を経過していない間に特別職を含めて11名が定年を待たずして退職している。このような職場環境については、極めて疑問を持つている。人事院勧告とは云え、職員の人事考課については時期尚早である。

吉田町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定

図書館の視聴覚ホールの使用について、より効率的な使用方法及び利用者の利用しやすい料金体系にするため、現在平日単位で規制されている視聴覚ホールの利用形態を時間単位に改めるとともに実態に即した料金体系に改正する。

質問 使用料が他の市町村と比較して高くないか。

答弁 平成11年に図書館が開館した時に、学習ホールを参考にして規定しております。

吉田町立集落センター設置条例の一部を改正する条例の制定

公の施設の管理について

これまで公的団体や公共的団体等に限って委託することが可能であったが、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され(管理委託制度の廃止)、新たに指定管理者制度が導入された。これに伴い、下片岡会館及び神戸集落センターの管理を指定管理者に行わせることができるよう、条例中に指定管理者の管理、施設管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲及び利用料金等に関する、新たに規定する(指定管理者制度の導入に伴う改正)とともに、現在片岡区自治会が事業主体となっている片岡会館の改築に伴い、本年3月31日をもって廃止する必要があるので当該施設を条例の規定から削除する。

吉田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定

質問 利用料金は、他の市町村と比較してどうか。

答弁 町内に住む60歳以上の人は無料、60歳未満の人は50円、町外の人は100

円です。施設内での入浴は、町内の人は200円、町外の人は300円です。

吉田町立コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定

吉田町立心身障害者小規模授産所設置条例の一部を改正する条例の制定

吉田町高齢者介護ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定

吉田町コミュニティ防災センター設置条例の一部を改正する条例の制定

吉田町健康福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定

吉田町いきいきセンター設置条例の一部を改正する条例の制定

いづれも指定管理者制度の導入に伴い改正する。

吉田町立農村広場設置条例の一部を改正する条例の制定

平成6年度に完了した神戸大幡地区の農業基盤統合整備事業により、大幡西久保地区に整備された農村広場を吉田町西久保農村広場として新たに条例中に規定すること及び

公の施設につき管理委託制度が廃止されたことに伴い改正する。

吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定

吉田町立コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例の制定

吉田町下水道条例の一部を改正する条例の制定

下水道施行令の一部を改正する政令が平成17年10月26日に公布されたことに伴い、条文中の条項ずれを修正するため改正する。

吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正により、新たに任期付短時間職員制度が導入されたことにより、条例中に任期付短時間職員の勤務条件の規定を追加する。

吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

介護保険法の一部を改正する法律が平成17年6月29日に公布されたことを受け、当法第117条の規定に基づく平成18年度から20年度までの3年間で1期とする町の事業計画を踏まえ、平成18年度から20年度までの介護保険料の額を改正する。

討論

反対

介護保険料の基準額が年額3万4200円から4万8000円に値上がりする。今回の改正では、所得段階は6段階に分かれ、本人及び世帯全員が市町村税非課税の方は2つに分かれた。保険料率は、第1段階で

平成15年に田村町政が誕

0・5、第2段階で0・75となり軽減されるが、保険料は所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという逆進性も強く、低所得者には重い負担となっている。

賛成

高齢者介護を社会全体で支える介護保険制度は、平成12年4月にスタートし、施行後5年が経過した。

この間、高齢者人口の増加とともに、要介護認定者も増加している状況であるが、多様な事業者の参入により、介護保険施設や在宅サービスも整備され、介護者の負担の軽減と高齢者の自己選択を実現できたことは、制度が着実に定着してきたものと考えられる。しかし、高齢化の進展と、要支援、要介護1など軽度の人が増え、今後においても、さらに増加が見込まれることは、介護保険の費用を押し上げ、高齢者の保険料負担が重くなる予想される。このような状況を踏まえ、介護保険法の改正では、制度の持続を図る観点から、予防重視型システムへの転換を行い、要支援、要介護状態に

ならないために介護予防を推進することを柱とし、要介護者の減少と介護保険費用を抑制するものである。また、保険料の負担については、高齢者の所得水準の低い層に配慮し、現行の5段階から6段階の設定になつていく。

制定

▼吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

◇地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、新たに一般職の任期付職員の採用及び当該職員の給与の特例等を定めた条例を制定する。

質問

平成14年に施行された地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいての条例制定であるが、いくつかの自治体に問い合わせたところ、本条例を制定しようとする動きは無いことを確認した。この条例案を上程した理由と、どの分野での採用を考えているのか。

答弁 これからは、地方分

権の流れがますます加速化する。予測出来ない問題等が起きる可能性も出て来ると思われる。それらの問題等に対処し、解決するためにも専門の知識を持った職員を、期間を定めて先行的に採用する考えであります。分野については、地方分権における町の行政運営について、アドバイスをしてもらうため、中央でそれなりの知識を積み、様々な分野にチャネルを持つ人をお願いすることを考えております。ただ、時期など具体的な準備はまだ進めておりません。

質問

吉田町は、小さな町とは云え周辺の自治体と連絡を取り合つて協調していかねければ町の未来は無い。周囲の環境をみたとき、好むと好まざるとに関わらず合併に向けて動いている。近隣の市町村とは仲良くやること、自治体の務めではないか。町長の考えは。

答弁 周辺のととは意思疎通を図つております。例えば大井川町とは自立都市研究会を立ち上げる予定にあり、島田市、牧之原市とも

様々なチャネルを通して交流しております。

質問

近隣の自治体における条例の制定状況は。

答弁 静岡県、浜松市、島田市、磐田市、袋井市、松崎町、函南町において制定しております。榛原郡内の町については、制定の準備をしております。

質問

吉田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

◇地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴い、新たに追加された地方公務員法第58条の2の規定に基づき吉田町における人事行政の公正性透明性を深めるため、職員の任免、給与、勤務時間等の状況を住民に公表することを内容とする条例を制定する。

に関する法律に基づき、武力攻撃などによる緊急事態が発生した際において、町民の生命、身体、財産を保護するための措置を的確且つ迅速に実施するために、町内の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進するための組織として、吉田町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を設置する内容の条例を制定する。

質問

武力攻撃事態法や国民保護法では、地方自治体の責務、国民の協力を法文に明記すると共に、罰則規定を設け、文字どりの強制規定となつたようであるが、罰則とはどのようなのか。

答弁 危険物質等に関わる武力攻撃災害の発生を防止、危険物質等の取扱所の全て又は一部の使用の一時停止又は制限、危険物質等の製造、引き渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限等についての命令に従わない場合、1年以下の懲役若しくは100万円以

下の罰金に処すと規定されております。

質問

対策本部の役割の一つに、避難の指示の伝達、避難住民の誘導等において、消防機関を指揮すること、県の警察や自衛隊等に誘導を要請することとある。国際人道法の基本原則に、国際法上敵対行動に参加しない限りにおいて文民や民間施設は保護されるとある。自衛隊に誘導を要請することについては慎重に対応しなければならぬと考えるが、それについてはどのような認識、心構えでいるか。

答弁 ミサイルの飛来とか、航空攻撃を想定した場合、それ等に対処するのは一般的には自衛隊であり、避難行動等に習熟しているものもあり、自衛隊に要請するのが責務であると思

討論

反対

本条例のベースになつて国民保護法は、有事の際に地方自治体や指定公共機関などに、住民の避難計

面や救援、復旧などの保護計画を策定することを義務付けるもので、この計画には住民の避難計画だけではなく、社会秩序の維持、輸送、通信、国民生活の安定等が含まれている。

▼吉田町国民保護協議会条例の制定

◇武力攻撃事態等に対する国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃等による緊急事態が発生した際における、町民の保護措置を推進するために吉田町国民保護協議会を設けるための条例を制定する。

(討論)

国民保護法の元には武力攻撃事態法があり、アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという、国民にとって極めて危険な内容になっている。

賛成

町として、武力攻撃事態等から町民の生命、身体及び財産を保護し、日常生活に及ぼす影響を最小となるように万全な体制を整備し、町民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施して頂かなければなりません。

賛成

何時、武力攻撃事態等が発生するか判らない以上、できるだけ早く、これらの方策本部条例を制定して、対策本部を設置する根拠と体制を整えておく必要があるものと考えます。

し、日常生活におよぼす影響を最小となるような施策を具体的にする町国民保護計画を早急に策定することが必要不可欠であることから、町民の保護のための措置について総合的に推進するためにも町国民保護協議会を非常に重要なものである。

反対

本協議会では町国民保護計画を策定することになっているが、議会には報告のみとなっている。地域の実状にあつた計画を策定するということであるが、3回予定されている協議会やコンサルタントへの委託は、消防庁の市町村国民保護モデル計画に基づいて進められるものと考えられる。

反対

賛成

平成16年に施行された国民保護法は、国全体として武力攻撃事態等に万全の態勢を整備することを目的に制定されたものと解釈する。武力攻撃事態等から町民の生命、身体及び財産を保護

町国民保護計画を策定するにあたっては、首長が国民保護協議会に諮問することになっているが、首長も協議会の会長も町長である。自分が諮問する問題を自分で審議するということは

不自然である。国民保護計画の策定にあたっては、町民に趣旨を広く周知し、充分なコンセンサスを得てから着手することと、軍民分離の原則を貫き、武力攻撃が起ることを前提にするのではなく、戦争の予防こそが、町民を保護する最良の方法であることを理念とすべきであり、条例の制定は時期早尚である。



建設中の自彊小体育館



建設中のわかば保育園

平成17年度補正予算

2億2152万9千円の

繰越明許費設定

(わかば保育園・自彊小学校体育館建設事業費)

▼一般会計

◇歳入歳出それぞれ1億160

1万6千円を減額し、総額を89億3056万9千

円とする。

▼国民健康保険事業特別会計

◇歳入歳出それぞれ1億1

269万6千円を減額し、

総額を20億5405万4千円とする。

質問

新しく制作した町のホームページには、色々な情報が4月から盛り込まれるが、構成、点検を行うのは職員か、業者か。

答弁 各種行事の日程、内容の報告は各課で入力できるようにとなっておりますが、新しくデザインを変更する等高度なものについては、業者の指導をいただきながら進めます。

質問

一般会計からの繰入金で保険基盤安定繰入金があるが、増額の要因と軽減世帯の17年度推移は。

答弁 繰入金の増額は、課税所得の積算による現時点における実績値です。

質問

直近における国保の取納率は。

答弁 保険税の取納率は、1月末日現在において、現年分77・17%で、前年同月比約1・5%向上しております。

質問

土地取得事業特別会計

◇歳入歳出それぞれ272

万2千円を減額し、総額を2億1130万3千円とする。

質問 保険給付費の17年度の推定実績は11億9400万円であるが、18年度は14億1490万8千円計上されている。算出根拠は。

答弁 予算の推計方法は、過去3年間の医療費実績の伸び率を当年度の実績に乗じて算出します。

質問 国保加入者は減っているのか。

答弁 国保加入者人口は、就業率がやや向上していることにより、国保から社会保険へ若干移行しており、その分減員になっていると推測できます。

▼老人保健事業特別会計

◇歳入歳出それぞれ9770万4千円を追加し、総額を20億8976万1千円とする。

▼介護保険事業特別会計

◇歳入歳出それぞれ1億2830万4千円を減額し、総額を11億4572万8千円とする。

▼公共下水道事業特別会計
◇歳入歳出それぞれ260万3千円を減額し、総額を10億9143万4千円とする。

▼水道事業会計

◇収入では、水道事業収益から851万9千円を減額し、合計を5億4320万9千円とするとともに資本的収入を9522万円減額し、合計を3億1674万9千円とする。

支出では、水道事業費から1460万2千円を減額し、合計を4億7923万3千円とするとともに資本的支出を8696万1千円減額し、合計6億928万9千円とする。

▼榛原総合病院組合を組織する地方公共団体の数の減少と規約の変更

◇榛原総合病院を組織する地方公共団体を牧之原市、吉田町の1市1町に変更するとともに、組合議会の議員の定数を14人とし、牧之原市7人、吉田町7人とし、経費負担の基本割を牧之原市3分の2、吉田町3分の1とする。

規約の変更

▼駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約変更
◇障害者自立支援法が平成17年11月7日に公布され本年4月1日から施行されることに伴い変更される。

▼静岡県市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加
◇名称を静岡県市町村総合事務組合に変更する。

▼静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分
◇平成18年3月31日の解散に伴う組合の財産を処分する。

一部事務組合
解散財産処分

▼静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散
◇平成18年4月1日に静岡県市町村職員退職手当組合と統合するため当該組合を解散する。

▼静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分
◇平成18年3月31日の解散に伴う組合の財産を処分する。

吉田町
基本構想

◆計画の性格

吉田町の長期的な行政運営の方向を明らかにし、計画的な行政運営を進めるための指針となるものです。

計画の策定にあたっては、住民意識調査、各種団体ヒアリング、まちづくりワーキンググループ

会議などを実施して住民の意見を取り入れたほか、国、県、広域圏等の計画との整合を図っております。

◆計画の構成

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成されております。

1. 基本構想

まちづくりの基本的な方向を示すものであり、目指すべき将来都市像やこれを実現するための施策の大綱などを明らかにしています。

2. 基本計画

基本構想を実現するための施策の方向や具体的な施策を定めています。

3. 実施計画

基本計画を実現するための具体的な事業について、財源の裏付けを持って定めるもので計画期間を3年間とし、毎年ローリング（事業の実績及び計画策定後の社会状況・その他の状況の変化に応じて修正、補正）を行うことになっております。

◆計画の期間

平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする10年間を計画期間としております。

基本計画については、近年の社会経済状況などの急激な変化に対応するため、前期基本計画・後期基本計画に分け、5年後に後期基本計画を策定し、より実状に合った施策を推進することになっております。



指定管理者制度へ（健康福祉センター）

指定管理者の指定

◆公の施設の管理については、管理委託制度が導入されておりましたが、地方自治法の改正により管理委託制度が廃止され、地方自治体による直営もしくは指定管理者のいずれかが行うことになりました。

- ◆公の施設と指定管理者
- ▽大幡会館
 - ・北区自治会
 - ▽川尻浜丁会館
 - ・川尻区自治会
 - ▽住吉会館
 - ・住吉区自治会
 - ▽下片岡会館
 - ・片岡区自治会
 - ▽神戸集落センター
 - ・北区自治会
 - ▽町立住吉コミュニティ防災センター
 - ・大浜自主防災会
 - ▽吉田町さくら授産所
 - ・吉田町身障者福祉会
 - ▽吉田町健康福祉センター
 - ・吉田町社会福祉協議会
 - ▽吉田町老人福祉センター
 - ・吉田町社会福祉協議会

▽吉田町デイサービスひまわりの家
 ・吉田町社会福祉協議会
 ▽吉田町北区いきいきセンター

質問 平成18年度のさくら授産所の指定管理料は93万6000円である。従来、国庫支出金として89万円が交付されているが、今後はどうなるのか。

答弁 指定管理者と町間で締結する協定書の条項に、指定管理料については社会的状況により増減するケースがあるとあり、補助金が交付されない場合には、この条項により対応ができるものと解釈しております。

質問 町が示している公の施設の指定管理者制度に関する基本方針には、制度の対象とする全ての施設を検証することになっている。大変残念なことであるが、今年に入り、さくら授産所に通所されていた方が自殺をされた。遺書によれば、一部指導員による行き過ぎた指導があったことが明らかにされているが、町として

て事実確認をしたか、また、指定管理に当り、町としてそのような検証をしたか。

答弁 指導員の指導の仕方について、また、通所者が自殺をされたことについて、施設長と指導員から当時の様子、指導の仕方等について面談を行いました。自殺の原因の全てが指導の仕方に起因したという確証は得ておりません。

質問 今回の事件で通所者、保護者の皆さん方は、深い悲しみ、心の痛み、大きな不安を抱えている。4月以降、新しい指定管理者のもとで、さくら授産所の運営に関して、通所者の不安が残らないような運営体制にして欲しいと思うが、その点どのように進めて行くつもりか。

答弁 現在の施設長は高齢のため退任される予定で、4月1日から新しい施設長が就任することになっております。新施設長において、指導員の管理監督、通所者の保護者との連絡、説明等を果たしてくれるものと思えます。また、基本協定書案にも業務実施状況の確認

と改善勧告の条項があり、ますので、指定管理者はこの協定書の内容に沿って、的確に施設を管理運営する責任があるとともに、行政としても協力してやっていく考えでおります。

町道の路線認定
 ◆開発行為に伴い新設された道路を生活道路として利用する必要から、神戸市内の2路線について町道の路線認定をする。

人事案件
 ▼吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任
 ◆吉田町片岡1810番地 武田公雄氏を選任する。

▼人権擁護委員の推薦
 ◆吉田町片岡2517番地の1 吉永優子氏を推薦する。

発議案

▼吉田町議会定数条例の一部を改正する条例の制定
 ◆次の一般選挙より、議員定数を現状の16人より2人削減し14人とする。

(討論)

反対

地方自治法によれば、吉田町の議員定数は上限26人であり、現在16人で10人減員されている。定数を減らすことにより、地域住民の民意を汲み取りにくくなったり、少数政党から議員を出しにくくなったり、また、女性の議会への進出が狭まることにもなる。

賛成

国の三味一体構造改革の進展により、地方の財政状況は悪化する一方である。このことは我が町においても云えることで、吉田町は不交付団体であることから、普通地方交付税の交付は受けていないので、この点における影響度は少ないにしても、国庫補助金の削減と

云う点においては、今後大きな影響をうけるであろうことは目に見えている。

議員定数の削減は、今後予測される厳しい財政状況に対応した行政運営を推進するための行政改革の一環として、また、県内市町村における議員定数削減に向けての動静をも勘案したものである。



議場の様子

お詫びと訂正

平成18年2月発行のよしだ議会だより(第40号)の6ページに記載しました「第5回臨時会」のタイトルは「第1回臨時会」の誤りでした。お詫びして訂正します

委員会活動

総務文教 常任委員会

1月12日 委員会行政視察

○長泉町
子育て支援事業について

人口千人当たりの出生率は県下1位（平成16年3月末13・1、吉田町は10・5）であり、近隣の市町より子供を育てやすいというイメージ作りの成果であると考えます。また組織機構改革により、住民側に立った組織づくりを行っており、出生から中学校を卒業するまでに関する業務を、【子ども育成課】が全て担当しているのも特徴的でした。

○清水町立清水中学校
生徒指導総合連携推進事業

平成16・17年度の2年間国立政策研究所及び静岡県教育委員会の研究指定を受け、生徒が夢や目標を持ち、それらに本気でチャレンジすることは、健全育成につながるのと考えるものと、事

業を展開しています。当日は地域で活躍されている2人の講師による夢講座を参観しました。

2月2日 委員会開催

高齢者対策について

平成18年4月より改正される介護保険制度の内容を把握するため、高齢者支援課より説明を受けました。高齢者人口は増加し続け、ピークとなる平成37年には、約3500万人になると予測されることから、今回の見直しの基本的視点として、
(1) 制度の持続可能性
(2) 明るく活力ある超高齢社会の構築
(3) 社会保障の総合化
があげられています。

委員からは、介護保険の改正にあたり、町民への周知徹底の確認や新予防給付・地域支援事業のサービ

スの内容について質問がありました。今後は、国からの権限が地方に移譲され、町の役割が益々大きくなる

2月23日 委員会開催

1月12日に訪問した、長泉町と清水町の視察から、町政に反映すべき意見を委員から伺った。

長泉町からは、「ホームページより子供に関する情報が的確に得られる」、「子育て支援センターが充実している」等があげられ、清水町からは、「子供達の健全育成には、学校・家庭・地域が一体となつて事業を推進していくことが必要である。我が町でも教育シンポジウムや中学校の地区別発表会等いい事業を行っているのだが、父兄の参加が少ないのは残念であった。」との意見が出されました。

委員長 良知義弘

産業建設 常任委員会

1月10日 委員会開催

都市整備と産業観光振興に関する調査

第4次吉田町総合計画へ盛り込んでいただくように作成した提言書の内容を確認し、決定した。

また、提出方法についても協議し、決定した。

●提言書は、正・副委員長によって町長へ手渡された。



1月13日 委員会開催

都市整備と産業観光振興に関する調査

先日、当局へ提出した提言書のかみでの修正について協議し、決定した。かみの中の文章を一部修正し、差し替えた。

提言書は、次のとおりです。
(大項目を抜粋)

提言書

1 産業

にぎわいのある商いの場所をつくり、産官学民による新たな産業と雇用の創出を図ることにより町内産業を元気にすることをめざす。

(1) 産業の活性化

(2) 産業人の育成

(3) 推進体制の強化

2 都市基盤整備

道路整備においては、想定されるリスク（交通事故や自然災害）への対策を講じる。『道路づくり』を『災害（交通事故・台風・集中豪雨・地震）に強い道路づくり』に改める。

(1) 道路の安全対策

(2) 道路の冠水対策

(3) 公園・緑地の保全

3 観光

施設の整備・資源の開発・PRの3つが大事である。

(1) 能満寺山公園の整備

① 駐車場の整備

② 観光資源の開発

③ PRについて

(2) 門前広場の利活用

2月23日 委員会開催
都市整備と産業観光振興に関する調査

委員会から出された提言書が、第4次吉田町総合計画へどのように盛り込まれているのか、担当課長より説明を受けた。

当委員会からの提言が、第4次吉田町総合計画に盛り込まれていることを確認し、今後、実施計画について、当委員会として注視していくこととし、調査案件の『第3次吉田町総合計画後期基本計画の検証』を終了した。

今後1年間の委員会活動の調査案件について協議した結果、次回委員会にて協議し決定することとした。

委員長 八木 栄

空港関連 特別委員会

2月22日 委員会開催

静岡空港建設事務所の小松所長・河江参事兼用地第一課長・高木技監兼工事課長から説明を受けました。

1. 空港建設の現状について

本年度の事業が終わると全体の81%が終了し、用地取得率は98・2%となります。未買収用地に関し、本来地権者は3世帯7名、それ以外に共有地権者・立木トラストを含めると1479名です。2月13日、県は本体部分の未買収用地(3・6ヘクタール)に対し、土地取用法に基づく権利取得裁決申請書と明け渡し裁決申立書などを県取用委員会に提出しました。3月6日から2週間、牧之原市役所と島田市役所で公告縦覧の手続きを取った後、取用委員会では、取用裁決の手続きの開始決定をします。用地取得までの間、本体部の中で県有地部分の造成工事を進め、来年度中にはほとんどの造成工事は終

了する予定です。また、調節池は、昨年12月までにY6調節池が完成し、現在造成している区域についての調整能力は完全なものになりました。

開港前の騒音対策の対象住宅の数は、吉田町では昨年9月27日に8軒と決定しました。今回の協定で一番重要なことは、開港後の騒音対策の元になる環境監視計画を専門家の方の指導の下、地元の皆さんと策定し、監視体制をはっきりさせることです。今後、地区の説明会を開催していきます。

2. 航空機騒音対策事業に関する協定書(案)について

委員からは、県に対して『榛原・吉田ICルート』の早期完成について、『湯日川における治水対策について』、『空港運営会社と騒音に関する協定書の関連について』の質問がされました。これに対して、道路に関しては、約束したことを順次進めていくことを、治水対策と騒音対策に関しては、県が責任をもつて行うとの

回答をいただきました。また町に対して、『空港を活用したまちづくりについて』、『町民へのPRについて』の質問がされ、ターミナルの中に吉田町の物産を販売することや有効的な土地利用を検討していくこと、PRに関しては、全世界に広報誌を配布しているとの回答がありました。

委員長 良知義弘



静岡空港建設地

吉田町議員定数等 特別委員会

吉田町議員定数等

特別委員会報告

吉田町議員定数等特別委員会も当初に決めたスケジュールに添って進めてまいりました。自治会役員や議員OB又町内産業4団体代表の意見も聞き、いよいよ議員の定数を何名減員するかの議論に入りました。

2月7日 委員会開催

第1回から第7回まで出された意見や学んだ知識を参考にして各々の議員より忌憚のない意見を披歴していただきました。

現行16名の議員定数が住民の意志を集約するのに適当ではないだろうかと3名の議員より強い発言もありました。他の11名の議員からは改革の時代の流れから判断し又議会としての機能を果たす議員数として現在2名欠員の14名で議会運営が支障なくなされていると判断される。従って議員定数は2名減員し14名と言う発言が多数を占めました。少数意見も尊重し一挙にこ

ここで決めることをさけて次回すなわち第9回の委員会を決することを決めました。合わせて次回委員会では議長宛に提出する報告書の案も作成し検討することを決めました。更に議員定数のみならず、議会の在り方、議員資質の向上を図るための研修会のもちかた等も、今後委員会を継続し協議していくことを決めました。

2月22日 委員会開催

いままでの吉田町議員定数等特別委員会で議論して来たことをまとめた報告書(案)を賛成多数で決定しました。又今後の委員会開催についても協議しました。議員定数については現行16名を2名減員し14名にすることを大多数の議員賛成で決定しました。来る3月定例議会に議員定数条例の改正を行なうため議案提出することも決めました。いままでの委員会に於て各議員から出された意見も協議していくため委員会を継続開催し調査していくことも確認し決めました。ここに報告書のまとめとしたものを委員会のまとめとして報告します。

「厳しい財政状況と社会情勢を鑑み、充実した議会運営達成のため次回選挙では議員の定数を2名減員し14名とする。

議員の資質向上については議会も議員も要望書を重く受けとめて自己啓発を促し自助努力し住民の期待に応えられる議員へと努力していく。

議会の活性化については住民の目線にたつて議員の研修を行ない又議会活動を住民に理解していただけるような議会、すなわち議会報告会等をもって住民の議会参加、理解を得られるようなものをつくる。」

以上吉田町議員定数等特別委員会報告とします。

委員長 三輪正彦

年	人口	議員定数
昭和26年	人口17,963人 (昭和25年10月1日現在)	26名
昭和30年	人口18,066人 (昭和30年10月1日現在)	18名
平成11年	人口27,306人 (平成11年3月31日現在)	16名
平成19年	人口28,459人 (平成18年2月28日現在)	14名



小山城のさくら

のちのまちを まきく えを 考



柳原一四議員

高齢者の 生きがづくり 対策は

問 ①高齢者を対象とした健康教室と推進状況は。②参加を募る次年度に向けての取り組みは。

**ダンベル健康体操
教室などを実施**

答 ①生涯学習教室の中に中高年齢者対象の健康表現体操教室やダンベル健

康体操教室があり、毎年度6月から3月までの間に10回開催しています。また、総合体育館運営事業の一つとして生き生き体操教室があり、前・中・後期の3期で30回開催しています。さらに、神戸のいきいきセンターでは、デイサービス通所事業を実施しています。

**全町をあげて健康づくり
事業にとりくむ**

答 ②平成16年3月に策定した「健やかプラン吉田21」をもとに、平成17年度において、具体的な行動計画に基づく事業計画を策定し、さらに、平成18年度において、全町をあげて健康づくり事業に取り組んでまいる予定になっております。

教育にどう 取り組むか

問 ①町独自の教育施策の構想は。
(1)二学期制 (2)少人数学級
②教育長に就任して特に力を入れたいことは何か。

**三学期制の持つ
季節感を大切に**

答 ①二学期制の利点は、いくつもあります。

しかし、三学期制には、日本の四季や生活と密着した特長があり、三学期制の持つ季節感を大切にしたいと考えております。

少人数学級制は国でも検討されており、私としては、将来的には一学級35人程度が適当ではないかと考えております。

**生涯学習の
まちづくりをめざす**

答 ②就任以来、私は、学校教育の充実を第一としながらも、文化レベルの向上を目指した学習環境の整備をおこない「生涯学習のまちづくり」を目指したいと思っております。



松永知明議員

外出支援サービス 福祉(乗合)タクシー について

ですが、今後ますます進展する高齢社会における外出支援サービスのあり方については、多くの皆様の意見聞きながら検討してまいりたいと考えております。

問 外出支援サービスとして、吉田町は福祉(乗合)タクシーの実現は可能か。

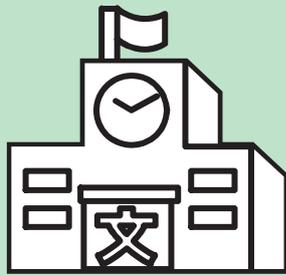
答 現在、外出支援サービスのほうについては、特定の高齢者に限定されています。

吉田高校 統廃合問題について

り込まれましたことは、残念なことであります。教育委員会としては、今後、当地域の高等学校教育の重要な役割を担う「吉田高校」という教育の灯を絶やすことのないよう、議員各位のお力添えを賜り、町当局と連携しながら、県教育委員会をはじめ、関係機関等に強く働きかけてまいりたいと考えております。

問 吉田高校の存続に対する考えと存在価値について。

答 将来の少子化に対応するものとはいえ、今回、吉田高校と大井川高校の統合再編が県の計画に盛り込まれている関係機関等に強く働きかける



三輪正彦議員

田村町政 三ヶ年をながめて

問 議会軽視、独断が目立つのでたずねる。
①一階の町長室は、庁舎建設以来、来庁する町民のよろず相談室として使用されて来たものだ。町長専用は好ましくない。町長室は三階にある。現町長室をもとにもどす意思はないか。
②一階ロビーの町長応接コーナーが常時町民に使用されていない。町民のサロンとして解放する意思はないか。



町長室

答 一階の町長室と町長の応接コーナーであります。町長は常に町民の目に見えるところで執務し、常に透明であるように努めなければならず、それが、説明責任を果たす一助になる」と考えておりますので、町長室を一階に置き、ロビーに町長応接コーナーを設置することにつきまして、今後とも継続してまいります。

一階の町長室と 町長の応接コーナーは 今後とも継続



応接コーナー



本橋和野議員

合併新法について

問 ①合併新法での町長の考える我が町の合併は、②合併について民意をどの様に汲み取られているのか。

全国的な合併の状況を分析



榛南幹線予定地

答 ①当町の合併問題については、全国的な合併の状況を分析し、住民の理解の下で討論や議論を行うため、地域住民の皆様へ情報を提供します。また、合併の検討に当たっては住民の意見を尊重したいと考えています。

現実の事柄として十分に認識されていないのが現実

答 ②これまでに実施した「住民アンケート調査」を分析した結果では、市町村合併問題が現実の事柄として十分に認識されていないのが現状となっています。市町村合併という、わが町の将来を決定する最も重要な問題については、しかるべき時期がきましたら、住民投票を行い、今後の町の進むべき方向を決定していきたいと考えています。

榛南幹線について

問 平成13年の榛南幹線予定地内へのアパート建設阻止で発生した補償で、アパート建設費への県の対応と用地買収の進捗状況を。

町有地の交渉 県の計画は未定

地域の皆様に道路計画のご理解が得られましたので、平成十七年度には一部道路用地を買収させていただきました。静岡県としても、ご質問の町有地についても早期に交渉入りしたいとの計画は持っているようですが、今後の計画は未定と聞いております。補償費につきましても色々な機会を据え、県に對しお願いしているところがあります。

国民保護計画とは



大塚邦子議員

問 想定される武力攻撃事態からどのように町民の生命・身体・財産を保護するのか。

平成18年度から計画策定に着手

国民健康保険税の見直しを求める



病院会計窓口

答 町民の生命・身体・財産を保護するため、国民保護措置の実施に必要な組織や体制、また、それに伴う職員の配備や服務基準等の整備を早急に図る必要があります。

そのため、武力攻撃等に関する情報を、町民に対し、適時かつ適切に提供することや国や県、近隣市町等関係機関の相互の連携体制を整備することなどの事項を盛り込んだ吉田町国民保護計画の策定を平成十八年度から着手する予定です。

問 平成16年・17年の状況から町が算出した税率は高すぎたのではないかと町を挙げて健康づくりに取り組む姿勢と過大に見積った医療費は整合せず、保険税率の引き下げを求める。

平成20年度以降検討する

答 平成20年度に予定されている抜本的な制度改正までは保険給付費の状況により今までは異なる財政運営が予想されてきましたが、現在の保険税率を維持できるよう進めていきたいと思います。

税率の見直しにつきましては平成20年度以降、制度改正による保険給付費の状況を見た上で、実績に基づき健全で安定した国保事業の運営ができるよう検討していきます。



吉永満榮議員

消防団第四分団詰所 (自彊小前)新設移転計画は

答 自彊小学校の駐車場用地は、今回の屋内運動場建設前と同規模の駐車場を確保する計画となっております。

学校の近くに第四分団の活動拠点があるという現状は、防犯上においても大変意義のあることだと感じており、現在のところ、詰所の建替や移転は考えておりませんが、消防団員が活動しやすい環境づくりも重要な課題であり、その対応策として、詰所の改築や建替も必要であると認識しております。

②三星建材跡地の利活用の進捗状況と今後の計画は、「国土利用計画・吉田町計画」策定の際に検討

答

①東名吉田インターチェンジ付近や東名川尻幹線沿いは、静岡空港の開港や大井川新橋の影響を大きく受ける地域であり、また、町の玄関口として大変重要な地域であると考えています。「国土利用計画・吉田町計画」策定の際は、住民の皆様とともに地域の将来について検討していきたいと考えています。

用途地域の見直しを進めている

答

②三星建材工場跡地を含めた地域については、第4次吉田町総合計画では、「地域創造拠点ゾーン」として位置づけています。用途地域の見直しについても準備を進めていますので、地域住民の皆様と十分な協議を重ね、納得していただけるような土地利用を図っていきたく考えています。

東名吉田ICから 三星建材跡地を 結ぶ町づくり構想は

問

①東名川尻線、吉田IC付近や沿線上の活性化構想は。

問 学校催事や、吉田・大東線道路拡幅計画で、校地縮小が懸念され、駐車場の確保や、安心・安全と避難場所機能向上に、学校出入口整備が必要である。詰所の建替移転の考えは。

駐車場は確保、

建替や移転は

考えていない

平成十八年度

健康づくり事業について



勝山徳子議員

問 ①十七項目の新しい健康づくり事業の具体的な推進は。

②自身の健康状態を改善する為に、血圧、血管年齢を測定し有酸素運動の推進は。

「健康づくり吉田21」で

事業を進めます

答

①「健康づくり吉田21」では、乳幼児期、学童・思春期の健康づくりについて「食生活の領域」を中心に、また青壮年期、中高年期の健康づくりについて、「運動・活動・心の健康づくりの領域」を中心に具体的な事業を進めます。

測定方法を模索してまいります

答

②運動は、正しい食事や休養とともに、健康づくりの大きな柱となるもので、健康教室として「転倒予防教室」「ダンベル体操室」「運動指導事業」などを行っています。

ご提案いただいた血管年齢測定手法については、適当な測定方法を模索していきたいと思っております。

まちづくり交付金の活用について

問

支援制度の活用、検討計画状況を伺う。

有効に活用することを検討

答

制度の活用によって、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図れることから有効に活用することを検討しなければならぬと思いますが、財政的な面も考えますが、財政的な面も考えなければなりませんので、実施に当たっては、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

議会を

傍聴して



吉田町住吉
三輪 和子

議会最終日、議案採決の重要な瞬間に立ち会うことができました。国も地方も厳しい財政状況の中、住民の代表としての議員さんが、いかに代弁者として町に働きかけてくれるか、傍聴席で見守りました。

力の限り質疑する議員さん。常識を逸脱しているかと思われる議員さん。そして、質疑に対して適格でない答弁や型にはまった（はまらざるを得ない）答弁に費やされる時間が多かったことは残念です。

印象的だったのは図書館の議論が多かったことです。どの施設よりも暮らしや生活に密着し、大勢の人たちが利用している図書館が、今後どのような局面を迎えるか心配でなりません。一町民として開かれた町政を願っています。



吉田町片岡
増田 昭司

3月15日、私は初めて町の議会を傍聴しました。先ず有事の『国民保護計画』を質疑応答される議員と町長は、共に国会並みの討論を続けられて、大変だな、と思いました。次に『第四次吉田町総合計画』、続いての『国民健康保険税の見直し』は、分かり易く傍聴でき、是非実現されることを望みます。私たちもこの総合計画に沿って、文芸文化活動の一端を担えれば幸いと思えました。また、今回の傍聴に際し、傍聴席から議員のお顔が見えず、その表情も分かりませんでした。先日、小学校の卒業式に臨む機会があり、そこで見た大型スクリーンに映し出された先生や卒業生の笑顔の印象的だったことを思い出しました。あのシステムをぜひ議会でも取り入れて、傍聴席から議員の真剣なお顔が見られたら、もつと議会にも興味を持つ町民が増えると思います。

ま ち の 話 題



みどりのオアシスマつりにて（吉中吹奏楽部）

議会を傍聴してみませんか？

議会の傍聴は町政の動向を知る良い機会です。次の6月定例会の日程案です。

- 6月2日(金) 本会議
- 6月6日(火) 委員会
- 6月8日(木) 全員協議会
- 6月12日(月) 一般質問
- 6月13日(火) 一般質問
- 6月14日(水) 本会議

希望者は議会事務局へ申し込んで下さい。

☎三三二二四一

あとがき

今年も町内の桜が満開となりお花見所として、大幡川、小山城公園のライトアップされた桜はいかがでしたか。また県営吉田公園の3万本のチューリップ、片岡林泉寺の藤の花も満開で多勢のお花見客で賑わいました。町内を見てまわると各地区の花の会の方々の花壇も色とりどりに咲き誇っています。皆様も一度見てまわってはいかがですか。

議会だよりが全国コンクールで表彰されました。私たち委員も一層充実するよう頑張つてまいります。今後も皆様に内容をよく見て読んで頂きご意見をお寄せ下さい。

(T・K)

議会広報特別委員会

- 委員長 大塚 邦子
- 副委員長 本橋 和野
- 委員 片山 武
- 委員 松永 知明
- 委員 八木 宣和
- 委員 八木 栄